令和7年度 組長会(総会) 資料

- 令和7年度 自治会役員、子ども会役員 校区コミュニティ役員 組長・各委員会委員 名簿
- 令和7年度 自治会活動計画 自治会全体 各委員会
- 令和7年度 予算案
- 組長・委員の業務分担
- 小倉町自治会規約

令和7年度自治会役員名簿

役職		氏名	住所	組
会長		岸本 実	13-37	6
副会長		中城 あさ代	11-17	7
一副五文		篠原 昭平	5-20	2
会計		小山 義雄	4-3	6
会計監	<u> </u>	小山 喜久雄	3-14	6
	-	門脇 満洲男	6-53	8
環境	正	栂井 眞佐夫	2-3	3
朱况	副	片山 正人	2-25	19
文化	正	小野 達男	13-25	2
XIL	副	中城 佐貴男	10-29	1
防犯	正	中城 雅典	6-19	1
19790	副	中條 雅章	東町3-28	1
交通	正	中城 幸男	13-21	10
対策副		小野 忠弘	11-28	2
防災	正	中城 正裕	6-3	3
M) X	副	桝田 義則	29-9	10
相談役		津上 敏廣	8-26	12
100010		中城 久雄	11-23	7

令和7年度 子ども会 役員名簿

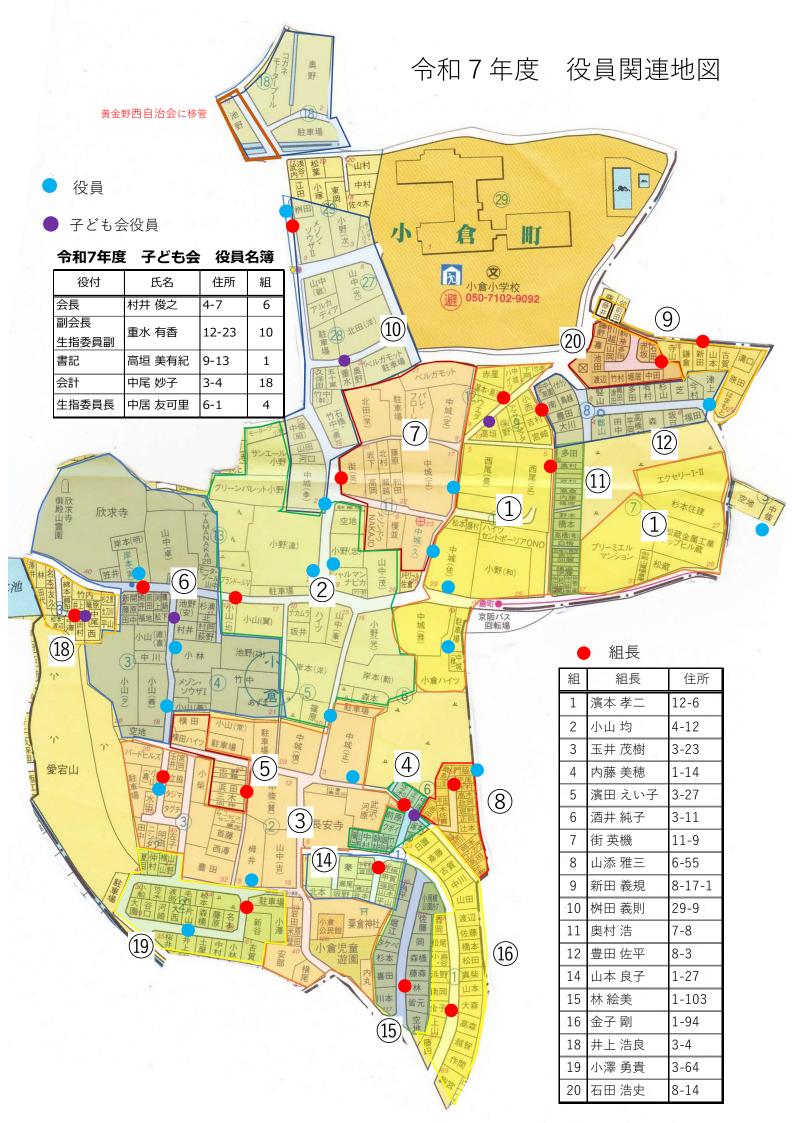
役付	氏名	住所	組
会長	村井 俊之	4-7	6
副会長 生指委員副	重水 有香	12-23	10
書記	高垣 美有紀	9-13	1
会計	中尾 妙子	3-4	18
生指委員長	中居 友可里	6-1	4

令和7年度 校区コミュニティ 役員

役職名	委員会名	氏名	住所
自治会会長	自治連合会	岸本 実	13-37
老人会会長	福祉委員会		
青少年育成指導委員	青少年委員会	中城 佐貴男	10-29
防犯委員	防犯委員会	中城 雅典	6-19
防災委員	防災委員会	中城 正裕	6-3
日赤奉仕婦人部長	日赤委員会	山中 沢子	27-1
交通対策委員	交通委員会	中城 幸男	13-21
廃棄物減量推進委員	環境委員会	栂井 眞佐夫	2-3
体育委員	スポーツ委員会	溝口 賢志	8-19
民生委員	民生委員会	岸本 和代	13-37
福祉委員	福祉委員会	岸本 和代	13-37
		津上 孝子	8-26
 更生保護女性代表	 青少年委員会	豊田 好美、中城 薫	
文工体受义口1/42	日夕午女兵云	林 奈帆子、森本 恭子	
		桝田 真砂子、高森絹恵	
広報委員	広報委員会	新開 徹	3-9
子ども会運営委員	子ども会運営委員会	村井 めぐみ	4-7
明るい選挙推進委員		岸本 和代	13-37
明るい選挙推進委員		岡 ひとみ	1-106

小倉町自治会 令和7年度 組長·各委員会委員 名簿

組	組長	環境	文化	防犯	戸数
1	濱本 孝二	上田 有輝	竹本 和雄	高垣 英之	20
2	小山 均	中村 華穂	小山 翼	坂井 幸大	13
3	玉井 茂樹	宮岡 靖郎	小山 常人	中城 慎能	27
4	内藤 美穂	佐々木 茂	佐々木 智之	彌益 正胤	13
5	濱田 えい子	三木 登夫	向仲 益子	横田 道子	8
6	酒井 純子	岸本 実	山中 卓	笠井 正志	23
7	街 英機	中城 久雄	中城 定	藤原 公博	10
8	山添 雅三	川口 静子	池田 加奈子	蔵多 陽介	16
9	新田 義規	山本 勝治	前田 せい子	古賀 敏明	8
10	桝田 義則	北田 洋三	五十嵐 宜彦	小野 次男	14
11	奥村 浩	奥村 浩			12
12	豊田 佐平	郡山 絵利子	飯田 真理子	松下 倫加	20
14	山本 良子	福岡 順子	甲賀 敏弘	山本 実	14
15	林 絵美	岡晃	杉本 忠	武部 千亜紀	13
16	金子 剛	駒宮 康次郎	南岡 政美	藤田 喜代美	21
18	井上 浩良	林 良三	竹内 由紀子	中尾 保	20
19	小澤 勇貴	藤原 隆寿	新谷 了	名本 雅哉	25
20	石田 浩史	石田 浩史	喜 清仁	喜 清仁	13



令和7年度 小倉町自治会 活動計画

日付		活動計画	校区コミュニティ
	第1回組長	会(活動計画、予算案)	
4月	桜祭り(児	童公園ライトアップ)	
7/3	交通対策	通学路を春の交通安全立哨	
	防災	防災機材点検	
5月	防犯	防犯委員会	
5/3	防災	防災世帯台帳調査	
6月	防災	防災台帳 調査・作成	
0/3	環境	第1回環境委員会 、小倉児童公園除草・清掃	
7月	防災	第1回消防総合訓練	
// J	環境	第2回環境委員会(カラスネット同意書作成)	
8月	環境	カラス防止ネット 補助金申請	夏のフェスティバル
0/ 1	地蔵盆		
	秋祭り実行	委員会結成	校区防災訓練
9月	環境	カラス防止ネット設置、小倉児童公園除草・清掃	
	交通対策	通学路の交通安全立哨	
10月	秋祭り行事	(子どもみこし、餅つき、交流会)	スポーツフェスタ
10/]	防犯	防犯灯 80灯点検	
11月	環境	小倉児童公園除草・清掃	
12月	公民館の大	掃除	
12/]	防犯	歳末自主特別警戒(夜警)	
1月			
2月	防災	第2回消防総合訓練	
3月	防犯	LED防犯灯 8灯更新	歩こう会
2/7	第2回組長	会(活動報告、決算報告)	

環境委員会

環境委員会 委員長 栂井 眞佐夫環境委員会 副委員長 片山 正人

【令和6年度 主な活動報告】

- ・カラス対策ネット(BOX型)の導入、12箇所で使用開始(9/8 完了)
- ・小倉町児童公園の除草及び清掃作業(11/10役員・環境委員で実施)
- ・各組ごみ収集場所の管理 ごみネット交換 10 枚
- ・校区コミュニティ夏のフェスティバル協力(ごみ分別回収)

【令和7年度 主な活動予定】

- ・カラス対策ネットの設置(10箇所程度) 時期は枚方市の補助金公示後に決定
- ・小倉町児童公園除草・清掃 枚方市の除草スケジュールや状況を考慮し実施

月	令和6年度活動実績	令和7年度活動計画	備考
4			
5	5/30 小倉町児童公園除草(市)		
6	6/8 第1回環境委員会 参加 16 名	第1回環境委員会	
	6/24 ごみステーション実態調査	小倉町児童公園除草・清掃	
7	カラス対策ネット導入に関する意見		
	調整、申請書類準備		
	7/28 第 2 回環境委員会 参加 13 名		
8	8/1 カラス対策ネット補助金申請	カラス対策ネット補助金申請	
	8/3 小倉夏のフェスティバル協力		
9	9/1~8 カラス対策ネット設置・使用	カラス対策ネット設置	
	開始 12 箇所	小倉町児童公園除草・清掃	
	9/3 小倉町児童公園除草(市)		
1 0			
1 1	11/10 小倉町児童公園の除草・清掃	小倉町児童公園の除草・清掃(役	
	参加 29 名 ごみ 55 袋廃棄	員・環境委員)	
1 2	12/17 小倉町児童公園の清掃		
	(環境役員)		
1			
2			
3			

交通対策委員会

交通対策委員長 中城 幸男 交通対策副委員長 小野 忠弘

【令和6年度 主な活動報告】

① 春の全国交通安全運動 【4月6日(土)~4月15日(月)】

•通学路要点立番指導 •4月8日(月) •4月9日(火)

•校区内パトロール •4月14日(日)

・各家庭ヘリーフレットによる回覧周知

② 夏の交通事故防止運動 【7月1日(十)~7月31日(月)】

・校区内パトロール・7月7日(日)

・各家庭ヘリーフレットによる回覧周知

③ 秋の全国交通安全運動 【9月21日(土)~9月30日(月)】

•通学路要点立番指導 •9月24日(火) •9月25日(水)

•校区内パトロール •9月29日(日)

・各家庭ヘリーフレットによる回覧周知

④ 年末の交通事故防止運動 【12月1日(土)~12月31日(火)】

•校区内パトロール •12月8日(日)

•各家庭ヘリーフレットによる回覧周知

【令和7年度 主な活動予定】

① 春の全国交通安全運動 ② 夏の交通事故防止運動

③ 秋の全国交通安全運動 ④ 年末の交通事故防止運動

月	令和6年度 活動実績	令和7年度 活動計画
4	春の全国交通安全運動	春の全国交通安全運動
5		
6		
7	夏の交通事故防止運動	夏の交通事故防止運動
8		
9	秋の全国交通安全運動	秋の全国交通安全運動
10		
11		
12	年末の交通事故防止運動	年末の交通事故防止運動
1		
2		
3		

文化委員会

文化委員会 委員長 小野 達男 文化委員会 副委員長 中城 佐貴男

【令和6年度 主な活動報告】

- ・「小倉スポーツフェスタ」[R6 10/6(日)開催] 参加者募集案内配布・纏め・弁当配布
- ・「小倉校区歩こう会」[R7 3/2(日)開催]参加者募集案内配布・纏め・弁当配布

【令和7年度 主な活動予定】

- ・「小倉スポーツフェスタ」参加者募集案内配布・纏め・弁当等配布
- ・「小倉校区歩こう会」参加者募集案内配布・纏め・弁当等配布

月	令和6年度活動実績	令和7年度活動計画	備考
4			
5			
6			
7			
8			
9	スポーツフェスタ参加者募集案内・纏め	スポーツフェスタ参加者募集案内・纏め	
1 0	スポーツフェスタ参加者への弁当等配布	スポーツフェスタ参加者への弁当等配布	コミュニティ行事
1 1			
1 2			
1	歩こう会参加者募集案内配布	歩こう会参加者募集案内配布	
2	歩こう会参加者纏め	歩こう会参加者纏め	
3	歩こう会参加者への弁当配布等	歩こう会参加者への弁当配布等	コミュニティ行事

防犯委員会

防犯委員会 委員長 中城 雅典防犯委員会 副委員長 中條 雅章

【令和6年度 主な活動報告】

- ・「交番だより」を町内7カ所の掲示板に掲示、及び防犯委員にて組内回覧 6月、10月、12月はポスターも掲示、回覧
- ・令和6年度防犯委員会開催、5月19日
- ・歳末自主特別警戒(夜警)の実施、12月28、29日

【令和7年度 主な活動予定】

- ・「交番だより」を町内7カ所の掲示板に掲示、及び防犯委員にて組内回覧 6月、10月、12月はポスターも掲示、回覧
- ・令和7年度防犯委員会開催、5月18日予定
- ・歳末自主特別警戒(夜警)の実施、12月28、29日

月	令和6年度活動実績	令和7年度活動計画	備考
4			
5	防犯委員会開催	防犯委員会開催	
6			
7			
8	校区夏のフェスティバル準備、警備		R6 年度 1 名応援
9			
1 0	町内防犯灯80灯点検	町内防犯灯80灯点検	
1 1	町内の防犯のぼり 1 カ所更新		
1 2	歳末自主特別警戒 (夜警)	歳末自主特別警戒 (夜警)	
1	防犯灯電気料金補助金交付申請	防犯灯電気料金補助金交付申請	
2			
3	町内 LED 防犯灯 8 灯の更新	町内 LED 防犯灯 8 灯の更新	枚方市の補助金利用

防災委員会

防災委員会 委員長 中城 正裕 防災委員会 副委員長 桝田 義則

【令和6年度 主な活動報告】

- ・消防総合訓練の実施 第1回:37名参加、第2回:40名参加、AEDの実演など
- ・防災機材点検、防災台帳作成依頼
- ・校区防災訓練運営への参画 学校防災キャンプと共同開催

【令和7年度 主な活動予定】

- ・消防総合訓練の実施
- · 防災機材点検、防災台帳作成依頼
- ・校区防災行事への参画

【スケジュール】

月	令和6年	度活動実績	令和7年	度活動計画
	自治会防災	校区防災	自治会防災	校区防災
4	4/5 防災機材点検	4/11 校区防災会総会	防災機材点検	校区防災会総会
5	防災世帯台帳作成		防災世帯台帳作成	
6		6/9 校区防災会会合		校区防災会会合
7	7/21 第 1 回消防総合		消防総合訓練	
	訓練			
8		8/3 夏フェス協力		夏フェス協力
9		9/8 校区防災会会合		校区防災会会合
		9/28 防災キャンプ		
1 0				
1 1		11/10 校区防災会会合		校区防災会会合
				校区防災訓練
1 2				
1				
2	2/16 第2回消防	_	消防総合訓練	
	総合訓練			
3		3/9 校区防災会会合		校区防災会会合

小倉校区コミュニティ協議会 自主防災会(自治会防災委員長が参画)

令和7年度 小倉町自治会 予算書(案)

収入の部 (単位:円)

	科目		予算額	摘 要
繰	越	金	1,547,614	預金 1,447,451 現金 100,163
自	治会	費	691,200	期首 288戸 @2,400(月200)×288戸
寮	協力。	金	124,800	学生寮他 18棟 208室 年600円/室
雑	収	入	335,800	防犯灯補助金 145,000(80灯)工事費補助金 100,000 カラスネット補助金 90,000 貯金利息他 800
	合 計		2,699,414	

支出の部 (単位:円)

	<u> </u>		——————— 予算額	摘 要
会	議	費	30,000	組長会·各委員会·消防総合訓練等賄
分	担	金	188,800	子ども会ドッジボール大会 10,000 校区コミュニティ協議会 20,000 自治会連合会 10,000 日赤募金 30,000 福祉募金 30,000 赤い羽根共同募金 30,000 歳末たすけあい 30,000 スポーツフェスタ 28,800
助	成	金	45,000	子ども会 25,000 自治消防団 20,000
諸	手	胀	277,000	役員·相談役(18名)、組長(18名)手当
活	動	費	120,000	環境委員会 40,000 防犯委員会 15,000 桜イベント 5,000 文化委員会 60,000(歩こう会・スポーツフェスタ)
防	犯 灯	費	245,000	電気料金 145,000(80灯) 工事費 100,000
事	務	費	20,000	インクカートリッジ・コピー用紙等事務用品
慶	弔	費	50,000	香典 @5,000×10件
雑		費	20,000	その他経費
力	ラスネ	ット	430,000	カラスネット 400,000 鍵等 30,000
	小計		1,425,800	
次繰	年 度 越	へ 金	1,273,614	緊急費用、予備費等
	合 計		2,699,414	

小倉町自治会の組長・委員の業務分担

令和7年度 小倉町自治会

委 員	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
女 貝	
組長(各組)	各種文書の回覧・配布
	組内の会費・協力金。募金等の集金 ⇒ 自治会会計へ持参する
	組内の弔事に関すること ⇒ 会長又は副会長への連絡・連携する
	各委員と協力し、組の環境保全・行事・防犯防災等にリーダーとなり、住み良い
	町になるように協力する
	組内の人口の出入り、トラブル等の報告、組内の住人の意見をまとめる
	防災業務に積極的に取り組む
	(防災世帯台帳の作成依頼・回収、消防総合訓練参加等)
環 境 (各組)	ゴミに関する業務(ネットの管理・不法投棄の監督指導、カラス防止ネット導入)
	組内のゴミ収集場所管理
	公園内外や道路の清掃管理(組長と相談)
	その他校区・地区の行事への協力
文 化 (各組)	校区コミュニティ文化行事の案内配布・まとめ・弁当等配布
	(スポーツフェスタ、歩こう会)
	その他、体育向上に関すること及び校区,地区の行事への協力
防 犯 (各組)	年末夜警の巡回
	組内の防犯灯の点検(球切れ等) ⇒ 防犯委員長に連絡する
	防犯防火ポスターの掲示
	窃盗その他犯罪の情報・連絡
	小中学校からの依頼事項(バトロール等の実施)
	その他校区・地区の行事への協力
交通対策	不法駐車の指導
	交通安全指導(登下校時)
	道路管理・補修要望 ⇒ 自治会長へ
	その他校区・地区の行事への協力
防災	地域防災に協力
	防災用自治会名簿の作成(組長と連携)
	防災訓練(消防訓練,組長と連携)
	防災備品・保有場所の確認、整備
	その他校区・地区の行事への協力

(自治会の主な活動】

【自主防災訓練】【回覧板】【緊急連絡】【地域清掃・美化運動】【ゴミ置き場の管理・清掃】 【桜祭り・秋祭り・スポーツフェスタ】【防犯灯の維持管理】【年末夜警バトロール】 【交通安全運動】【公民館・集会所の維持管理】【自治会SNS運営管理】【再生資源の回収】

小 倉 町 自 治 会 規 約

改定日 令和2年4月1日

(会の名称)

第1条 この会を小倉町自治会という。(以下、この規約で本会と称する)

(会の事務所、所在地)

第2条 本会の事務所は会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域住民の自治意識の高揚と住民の地域活動を促進することによって地域コミュニティーの形成を図り、もって住民自治を確立するため、この規約の定めるところにより、本会の運営を行う。

(組織)

第4条 本会の組織は次のとおりによる。

- 1. 小倉町1番1号~56号、66号~
- 2. 小倉町2番、3番1号~44号、49号~
- 3. 小倉町 4番~12番、13番17号~40号
- 4. 小倉町 27番~29番
- 5. 黄金野1丁目1番15号、18番
- 6. 小倉東町2番14号・15号、3番22号

以上の住居を以って組織し、1組~20組に分ける。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

自治会長 1名、副会長 1~2名、会計 1名、会計監事 2名 委員長(環境、文化、防犯、交通対策、防災) 5名 副委員長(環境、文化、防犯、交通対策、防災) 5名 相談役については、若干名を置くことができる。

(役員の選出)

第6条 本会の役員の選出は、組長会議の推薦によって決する。 ただし、選任は自治会長のみとし、他の役員は自治会長が指名する。

(役員の任期)

- 第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
 - 1. 補欠のため選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 2. 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(役員の職務分担)

第8条 自治会長は、本会を代表し、総括する。

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代行する。

会計は、本会の金銭物品の出納事務に当たる。

会計監事は、本会の会計監査に当たる。

委員長、副委員長は、5部門(環境、文化、防犯、交通対策、防災)それぞれの任務に当たる。

(会議)

第9条 本会の会議は、役員会及び組長会とする。

ただし、委員長、副委員長は各組担当部門の委員会を開くことができる。

組長会は代表制とし、組長は各々の組の住民の代表として出席し、その構成員の過半数が 出席しなければ成立しない。

(役員会及び組長会の議決権)

第 10 条 役員会及び組長会の議長は自治会長が当たり、議決権は各々平等とし、その出席者の過半 数でこれを決し、可否同数のときは、議長が裁決する。

(本会の資金の管理運用)

第 11 条 本会は、自治会費、寄附金及び利息金等の収入金をもって本会の目的遂行に要する資金と し、本会の事務諸経費の支出に充当する。剰余金は、常時預金するものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月末日までとし、会計は毎年度ごとに予算、 決算を作成し、役員会を経て組長会に報告し、その了承を得なければならない。

(規約の変更)

第 13 条 この規約の変更をしようとするときは、役員会を経て組長会に諮り、出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(規約の施行細則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、施行細則を制定することができる。この場合、変更しようと するときは、前条の規定を準用する。

(規約の発効)

第15条 この規約は、昭和62年4月4日より発効する。ただし、第4条の組織の番号住所の変更は、規約の変更とならない。

(施行細則)

第16条 この規約に定めない必要事項が生じた場合は、その都度、役員会で協議する。

(附則) この規約は、令和2年4月1日に改定され、発効する。

令和2年4月1日付規約改定内容

第7条中、役員の任期を「3年」から「2年」に改めた。